衆議院議長「国会法に従い、今年度 5 月 2 2 日の衆議院本会議開会は延期不可 Covid-19 の状況が収束しない場合、中止にする考え」示す



2020年3月24日 - チュアン衆議院議長は「法律規定に従って、本会議の開会は延期できない状態なのだが、Covid-19の収束の気配が見えない場合は中止にすることとなる。同時に議員全員にCovid-19の感染防止の協力要請文書を送付している。一方、委員会はほぼ会議を中止にしている」と示しました。

議長は、5月の22日に予定とされている本会議の開会について、「憲法の規定で通常国会は1年に2回召集される。会期は120日だと定めているから、次回の開会は、それに基づいた衆議院決定の上、延期はできない状態だ。つまり、変更なしで予定通りになっているのだ。5月に入っても、Covid-19の感染拡大が収まらない場合は本会議を中止にする考えがある。感染拡大の状況を踏まえつつ、いつが都合の良い時期なのかを見て、本会議を行う予定を立てることを協議する」と述べ、開会延期ができないことを強調しました。また、本会議できない場合に備えた対策について、衆議院事務総長に命令し、Covid-19の感染拡大防止のため、議員が全員本会議に出席せず法案や議案の審議できる環境を整え、国会の立法の仕事が続けられるよう対策・対応の検討を求めました。

一方、常任・特別委員会の会議を中止にさせる Covid-19 感染防止対策実施について、「衆議院運営員会からの報告によると、現在、常任委員会はほぼ会議を中止にしているが、緊急に応じ会議を開く必要のある委員会のみしているとのことだ。しかし、一分の特別委員会から 30 日間までの勤務や審議期間を延長する要求を受け、その延長を承認した」と述べました。

また、衆議院議員に対しての地元(投票区)や地域における活動による Covid-19 の感染予防について、「各県・地域への視察や訪問や現場調査などの活動による感染予防への心がけや自己健康観察を行うよう議員全員に要請文書送付の命令を今のところ、事務総長に(3月23日)出した。最近、国内・地域で感染拡大をうけ、皆様の自己管理が重要であるとして、地元の住民への感染予防・拡大防止に関する健康ガイドラインなどの衛生的情報の提供協力を求めるといった文書も前に議員に送り届けた」と述べました。

参考サイト: http://www.tpchannel.org/radio/newsdetail.php?news_id=1205

記事/編集: 衆議院事務局 | 国会ラジオ・テレビ放送局 | 国会ラジオニュースチーム

翻訳:衆議院事務局 | 外国語支援部 | 日本語通訳・翻訳担当課 | タカウィット ミンクワン